

広報

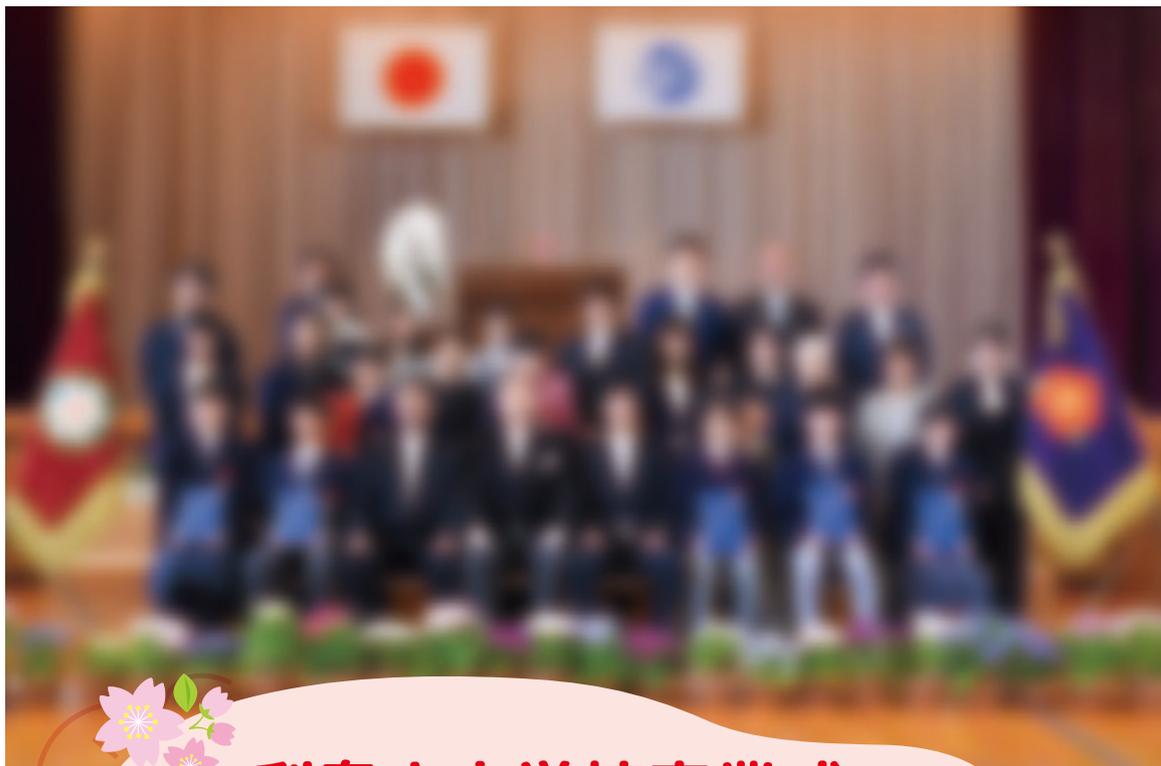


としま

No. **374**

2024年

4月



**利島小中学校卒業式
ご卒業おめでとうございます
心よりお祝い申し上げます**



今月の表紙写真

今月号の主な内容

住民課よりお知らせ

2

教育長コラム

3

東京都後期高齢者医療広域連合よりお知らせ

4

マイナ保険証をご利用ください

5

4月のカレンダー

6



住民課よりお知らせ

問い合わせ先 住民課 ☎9-0013

非常勤保健師来島のお知らせ 予約制

どのようなことでもお気軽にご相談ください。
相談を希望される方は、住民課保健師までご連絡ください。

日程：4月14日(日)～17日(水)

担当：保健師：井上奈美

精神科医によるこころの健康相談 予約制

イライラしてしまう・眠れない・不安なことがある・家族のことで相談したいなど、お気軽にご相談ください。ご自宅への訪問もできます。

日程：4月14日(日)～15日(月)

担当：精神科医：長島先生

子育て広場

保育園に入所していないお子さまと保護者の交流の場です。一緒に遊びましょう。

日時・場所は
決まり次第、
お知らせ
いたします。



令和6年度 住民健診・がん検診の実施日のお知らせ

令和6年度の住民健診・がん検診の日程は下記のとおりとなります。
健診の申込みは、広報7月号にて再度お知らせします。

実施予定日：令和6年9月21日(土)～23日(月)午前

なお、上記の期間に出島して受診できない方は、
令和6年9月中まで **こころとからだの元気プラザ(神田神保町)** でも受診できます。
本土で受診を希望される方は、**5月10日(金)まで**に住民課(☎04992-9-0013)までご連絡下さい。

障害児福祉手当・特別障害者手当のお知らせ

大島支庁管内に住所があり、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方に対し、下記の条件のもと月額手当が5月・8月・11月・2月の四期に支給されます。

- ・20歳未満 障害児福祉手当 手当額 月額 15,690円(令和6年度)
- ・20歳以上 特別障害者手当 手当額 月額 28,840円(令和6年度)

※ただし、次の項目に該当する場合は支給されません。

- ① 施設に入所しているとき(障害児入所施設・障害者支援施設その他これに類する施設)
- ② 受給者本人や扶養義務者の前年の所得が、限度額以上であるとき。
- ③ 【障害児福祉手当】 障害を支給事由とする公的年金を受けているとき。
【特別障害者手当】 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき。

手当を受けるためには、申請(認定請求書等の提出)が必要となります。上記手当のご相談は、大島支庁総務課福祉担当までご連絡ください。



問い合わせ
大島支庁
総務課福祉担当
☎2-4421

島嶼部住民のみなさまを対象とする電話による法律相談実施要領(2024年度上半期)

第二東京弁護士会 法律相談センター運営委員会

- ①実施日時 2024年：4月26日(金)、5月24日(金)、6月28日(金)、7月26日(金)、8月23日(金)、9月27日(金) いずれも10:00～12:00
- ②相談料は無料です。
- ③事前予約制で、相談時間は1人あたり20分を目途とします。
- ④相談までの流れは、以下のとおりです。
(1)相談を希望される方には、予め電話で相談日時を予約していただきます。
予約受付先 第二東京弁護士会法律相談課 03-3581-2250
予約受付時間 平日9:30～16:30
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い当会の業務時間を変更したため、予約受付時間を従前よりも短縮させていただきました。ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- (2)予約を受け付けましたら、当会から相談希望者宛に申込用紙をファックスにて送付します。
- (3)相談希望者には、申込用紙を相談日の前日までに当会宛ファックスにて送信していただきます。必要があれば、相談に関する書類(登記簿謄本、戸籍謄本、契約書、相手方とやりとりしている手紙など)も併せて送信していただきます。
FAX送信先 03-3580-6688
- (4)予約いただいた相談日時になりましたら、相談希望者から当会宛お電話していただきます。担当弁護士が応対してご相談をお聞きします。相談日当日の電話番号 03-3581-2407
- ⑤ご不明な点などは、第二東京弁護士会法律相談課(03-3581-2250)担当藤井までお問い合わせください。

東邦航空 2月の運航状況

全就航率 96.6%

便名	61便	62便
就航率	96.6%	96.6%
利用人数	132人	124人

東海・神新汽船 2月の運航状況

全就航率 69.9%(昨年 79.8%)

就航率	下り 73.2%(昨年 83.3%)
	上り 66.7%(昨年 76.2%)
乗客数	473人(昨年 379人)
降客数	447人(昨年 401人)

内訳

行き先	計画便数	就航便数	乗客数	降客数
シモトマリ	下り	0	0(0%)	0
	上り	0	0(0%)	0
	合計	0	0(0%)	0
大型客船	下り	29	26(89.7%)	113
	上り	29	22(75.9%)	350
	合計	58	48(82.8%)	463
リピーター	各島経由	12	4(33.3%)	0
	下田行	13	6(46.2%)	10
	合計	25	10(40.0%)	10

※就航便数の()内の数字は就航率



「人づくり=島づくり」

③「15の春自立シート」を試してみませんか？

【15の春自立シートについて】

保護者の方から、「利島では『自立』とよく言いますが、何ができれば自立なのか考えてみても面白いですね」というお話をいただきました。そのお話をきっかけに、15歳までに利島の子供たちが身につけておくという良い力を28個の「自立項目」に整理しました。子供たち自身が振り返りに使ったり、教職員、保護者の方々が対話に活用したりできるよう、「15の春自立シート」として公表しています。教職員や保護者の方々と行ったワークショップで出た意見をもとに作成しており、自立項目として、例えば「自分にあった学び方を知っていて、その学び方が身についている」、「ふるさと利島の良さと課題を自分なりに語るができる」等を設定しています。また、子供たちの自立を島内の皆さんで支えられたら良いなという願いを込めて、お互いの「頑張りどころ」として「学校、家庭、地域」で不等号をつけながら整理しています。

3月の学校運営協議会でも議論し、令和6年度からは学校で活用を進めていきます。また、ワークショップ実施時にも話題になったのですが、大人でも難しい項目もあります。大人が自らを振り返る際にも使えるかもしれません。ということで、私自身で試してみました。5点満点で自己評価したところ、28項目の平均値が3.93でした。また、妻に依頼して、私について評価してもらったところ、4.29でした。自分に甘いと思っていたのですが、意外と厳しいのかもしれません。一方、「困ったときに、その内容を正確に伝え、助けを求めることができる」は、自分では4点をつけていましたが、妻による評価は2点でした。うまく相談できず、抱え込んでしまいがちなのかもしれません。要改善です。

ぜひ皆さんも試してみてください。議論の経過や詳細は、右に公開しています。多くの方にご覧いただくと嬉しいです。

※次号は、「人生100時代」と言われる中で、大人たちが「勉強し続ける」必要性について書いてみたいと思います。



自立シートはこちらから

自立シートのフォームやエクセルを公開中

15の春自立シート（1.0版）			
No	分類	自立項目	頑張りどころ
1	学びに向かう力・人間性等	✓ やるべきことの順番をつけて、一人でコツコツと勉強に向かうことができる	学校>家庭>地域
2		✓ 自分にあった学び方を知っていて、その学び方が身についている	学校>家庭>地域
3		✓ 学ぶことが楽しいと思っている。自分で決めることの楽しさ・大切さを知っている	学校>家庭>地域
4		✓ 自分自身の良いところ、強みについて自信を持っている	学校=家庭>地域
5		✓ 失敗したことを落ち込まず前向きに捉え、次に生かすことができる	学校>家庭>地域
6		✓ 毎朝、一人で起きることができる。規則正しい生活ができる	家庭>学校=地域
7		✓ ここぞという時に、頑張ることができる責任感を持っている	学校=家庭>地域
8		✓ 時間や約束を守ることができる	家庭>学校>地域
9		✓ 自分が大切にされてきたことを知っており、日々の「当たり前」に感謝し、自分も周りを大切にできる	家庭>学校>地域
10		✓ 少なくとも自分がされて嫌なことは人にせず、自分がしてもらって嬉しいことを人にできる	家庭>学校>地域
11	思考力・判断力・表現力	✓ 自分から挨拶できる	地域=家庭=学校
12		✓ 自分から知らない他者に話しかけて、コミュニケーションできる	地域>家庭=学校
13		✓ たくさんの人の前でも自己紹介できる等、自分のことを説明できる	学校>家庭=地域
14		✓ ふるさと利島の良さと課題を自分なりに話すことができる	学校=地域>家庭
15		✓ 生活のお金と遊ぶお金を分けるなど、自分でお金の管理ができる	家庭>学校>地域
16		✓ SNSの良さとリスクを理解し、使いこなすことができる	家庭>学校>地域
17		✓ 意見が違ふ人の良いところを見つけ、話をよく聞くことができ、同じくらい話すこともできる	学校>家庭>地域
18		✓ 簡単に人や情報を信じ込まずに、嘘か本当かを見極めることができる。	学校>家庭>地域
19		✓ 困ったときに、その内容を正確に伝え、助けを求めることができる	学校=家庭>地域
20		✓ 「人の好き嫌い」と「考え方の違い」を分けて考えることができる。	学校=家庭>地域
21		✓ 自分は一人じゃないということを理解し、命を大切にすることを意識し続けている	家庭=学校=地域
22		✓ 自分の周りや地域を良くするために、考えて行動できる	家庭=学校=地域
23	知識・技能	✓ 読み・書き・計算など、社会で当然求められることを、行うことができる	学校>家庭>地域
24		✓ 分からないことが出てきた時は、インターネットや本などを使い、自分で情報を集めて整理ができる	学校>家庭>地域
25		✓ 自分自身のストレスの発散法について知っている	学校=家庭>地域
26		✓ 自分と異なる色々な特徴を持つ人がいることを知っている	学校>家庭=地域
27		✓ 正しい性の知識や犯罪・防犯に関する意識を持っている	学校=家庭>地域
28		✓ 自らが健康であるために、自分の食事を作ることができたり、洗濯、部屋の整理整頓ができる	家庭>学校>地域

東京都後期高齢者医療広域連合よりお知らせ

令和6年度の保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割～3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・市区町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。令和6・7年度（令和6年4月1日～令和8年3月31日）の保険料率は、令和6年1月の広域連合議会において、以下、「保険料の決め方」のとおり議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。 ※3割負担の場合は公費の負担はありません。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">均等割額</div> 被保険者1人当たり 44,300円	+	<div style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">所得割額</div> 賦課のもととなる所得金額 ^{※1} × 所得割率 9.67% ^{※2}	=	<div style="background-color: #FF8C00; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保険料額（年額）</div> 100円未満切捨て 限度額 80万円 ^{※3}
---	---	--	---	--

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度には全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。

※3 次の方は、令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。

①昭和24年3月31日以前に生まれた方 ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

保険料の納め方について

・75歳になった方又は65歳から74歳までの方で広域連合から障害認定された方、及び資格を有して他の市区町村から転入された方については、一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。

…その後、以下の要件により

特別徴収 （公的年金からの天引き） 開始要件	①公的年金の受給額が年額18万円以上 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下
------------------------------	---

上記①②の要件を満たす方

上記①②の要件を満たさない方

普通徴収	（納付書による納付）もしくは （口座振替）が可能です！	特別徴収	（公的年金から天引き）
-------------	--	-------------	--------------------

普通徴収の場合、口座振替の手続きが完了すれば、以後の納付は指定口座から引き落としとなり、納付忘れの心配がなくなります。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

注意：国民健康保険税の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申込み手続きが必要です。詳しくは利島村役場の後期高齢者医療保険料担当にお問い合わせください。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
	43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 以下	7割
	43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (29.5万円×被保険者の数) 以下	5割
	43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (54.5万円×被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

② 所得割額の軽減（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
	15万円以下	50%
	20万円以下	25%

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

表3	均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
	所得割額	負担なし

お問合せは〈土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時まで〉

・制度のことは 広域連合お問合せセンターへ

電話 0570-086-519 (IP電話の方は☎03-3222-4496へ)

FAX 0570-086-075

・個別のご相談・個人情報を含むことは 利島村役場後期高齢者医療制度担当窓口へ

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日で保険証の新規発行がされなくなりますので、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をぜひご利用ください！

2月の簡易水道の状況



引き続き、無理のない節水にご協力をお願いします。

水道使用量	約2,885m ³
降水量	約182.5mm
貯水量合計（貯水率）	約8,878m ³ （約76.5%）

今月のカレンダー

2024年4月



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
28	29	30				

きんぷく
休館日

きんぷく
休館日

きんぷく
休館日

きんぷく
休館日

きんぷく
休館日

粗大ごみ・
小型家電収集日
(搬出予定は前金曜日までに環建課へ申込)



村長だより(令和6年2月の動静)

8日(木)	全国若手町村長会【WEB】	19日(月)	令和5年度第5回伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
8日(木)~9日(金)	檜原村議会議員来島対応		令和6年東京都島嶼町村会定期総会
13日(月)	離島航空航路地域協議会第3回臨時会【WEB】		令和6年東京都島嶼町村会・島しょ町村議会議長会第1回合同会議
16日(金)	第161回東京海区漁業調整委員会【WEB】		令和6年東京都島嶼町村会一部事務組合(定例会)
19日(月)	令和5年度公益財団法人東京都島しょ振興公社理事会	20日(火)	東京都土地改良事業団連合会第67回通常総会
	「島じまん2025」第1回実行委員会		令和5年度第5回東京都町村長会議等

2月のごみ・資源物の量

未:未集計,単位:kg
前年以前のものは未実施



	可燃ごみ	資源物														不燃ごみ	使い捨てライター	刃物類	乾電池	白熱灯ほか	蛍光灯	小型家電	粗大ごみ	
		生ごみ	アルミ缶	PETボトル	プラスチック容器包装	白色トレイ	ダンボール	紙製容器包装	新聞紙	雑誌(古紙)	ガラスびん			スチール缶	紙パック									金属くず
											無色	茶色	その他											
R6年2月	4,600	820	80	156	127	0	1,244	73	23	547	89	108	57	82	13	66	89	0	0	40	0	0	99	0
R5年2月	4,190	879	96	146	168	0	1,521	77	40	586	111	138	51	110	22	103	95	0	0	0	0	0	276	0
R4年2月	4,530	853	114	158	127	1	1,637	63	48	523	100	130	56	132	21	156	34	0	0	45	0	9	234	0